

令和7年度第2回知多市空家等対策協議会 議事要旨

1. 開催概要

(1) 日時等

2026年3月10日(火)14:00~15:00 知多市役所 3階協議会室

(2) 委員名簿

氏名	所属・役職	備考
児玉 善郎	日本福祉大学 工学部工学科 建築学専修 教授	
野田 貴之	愛知県建築士事務所協会 知多支部	
安島 千暁	愛知県司法書士会	
竹内 栄道	愛知県宅地建物取引業協会 知多支部	
村瀬 香代子	知多市民生委員児童委員協議会	
佐藤 彰洋	知多市コミュニティ連絡協議会	
伊藤 清一郎	市長	代理出席:原 一雄副市長

(3) 公開・非公開の別

非公開:議題(1)令和7年度の空家等対策事業の実施状況についてにおける、「特定空家等への対応」、「相続財産清算人選任空家等の状況」、(2)要注意空家等リストの再編については、個人や空家について特定されるおそれのある内容及び内部情報となるため、非公開とする旨、事務局より報告があった。

(4) 議題(質疑等は「2. 議事結果」に示す。)

- 令和7年度の空家等対策事業の実施状況について
 - 事務局から資料1-1に基づいて説明。
 - 啓発事業
事務局から資料1-2に基づいて説明。
 - 空家等の除却に対する支援
事務局から資料1-3に基づいて説明。
 - 特定空家等への対応 <<非公開>>
事務局から資料1-4に基づいて説明。
 - 相続財産清算人選任空家等の状況 <<非公開>>
事務局から資料1-5に基づいて説明。
- 要注意空家等リストの再編について <<非公開>>
 - 事務局から資料2に基づいて説明。
- 管理不全空家等の認定基準(案)について
 - 事務局から資料3に基づいて説明。

(5)その他

- ・事務局から令和8年度第1回空家等対策協議会を令和8年7、8月頃に開催予定である旨を連絡。

2. 議事結果

(3 管理不全空家等の認定基準(案)について)

- | | |
|------|--|
| 安島委員 | ・過去の協議会で似た基準を見たような記憶があるが、何が違うのか。 |
| 事務局 | ・特定空家等の認定基準について、過去に示していたものと思われる。空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、特措法)の改正により、特定空家等になるおそれのある物件として、新たに「管理不全空家等」が設けられたため、今回その認定基準(案)を提示したもの。 |
| 安島委員 | ・注意度「高」の【資料 2-3】から【資料 2-7】の物件については、管理不全空家等への認定を検討していくものなのか。 |
| 事務局 | ・また、固定資産税は払われているのか。
・ご認識のとおり。現在所有者に対して、意向確認を実施中のため、その結果も反映しながら、認定を検討していく。 |
| 野田委員 | ・相続人不存在の空家等以外の物件(【資料 2-3】から【資料 2-6】の物件)については、支払われている。 |
| 事務局 | ・空家等の定義について、住んでいなくても、倉庫として利用している場合等が考えられるが、そういった物件は指導の対象となるのか。 |
| 野田委員 | ・特措法上は指導対象にならない。しかし、周囲に悪影響を与える物件に対して、市として対応しないわけにもいかないため、何らかの形で助言等を行っていく。 |
| 事務局 | ・特に主要幹線道路沿いや防犯上不具合が生じるような物件については、行政として可能な範囲で改善を促してほしい。 |
| 児玉会長 | ・承知した。
・認定基準(案)について、協議会として確認できたため、令和8年度より運用開始していくものとする。 |

(4 その他)

- | | |
|-----|--|
| 原委員 | ・令和8年度以降、管理不全空家等の認定に移っていくため、事務局には知恵の蓄積や先行事例の調査などに努めてもらいたい。 |
|-----|--|

以上